

## 第1章 計画の策定に当たって

### 計画策定の背景・趣旨

○令和5年4月に「こどもまんなか社会」を推進するため「こども家庭庁」が創設され、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が制定・施行された。

○令和5年12月にはこども基本法の理念に基づく、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定された。

○現在の第2期子ども・子育て未来プランが令和6年度末をもって終了することから、引き続き、子どもの権利保障やこども・子育て施策を総合的・計画的に推進するとともに、こどもが持っている可能性を十分に発揮できる環境を目指し、こどもを中心にといった施策展開を図るため、第2期計画に「子ども・若者計画」を加え、こども基本法第10条第2項に定める市町村こども計画として策定する。

#### 子ども基本法(令和5年4月1日施行)

##### <目的>

・こども施策に関する基本理念を定め、こども施策を社会全体で総合的かつ協力に実施していくための包括的な基本法として制定。

##### <地方自治体に求められるもの>

・こども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることが義務付け。  
 ・市町村こども計画の策定(努力義務)

##### <「こども」の定義>

・こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としている。

#### こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)

・従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱。

・すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

#### 市町村こども計画

・こども基本法において、市町村は国のこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、「市町村こども計画」を策定することが努力義務化

・既存の各法令に基く計画と一体のものとして策定することが可能。

計画期間

○令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間

計画対象

○子ども(0歳～概ね18歳まで)と子育て家庭(妊娠・出産期を含む。)及び若者(概ね30歳未満、必要に応じて40歳未満)

計画体系

○次の6つの関連計画と一体的に、子ども基本法第10条第2項に定める市町村子ども計画として策定

<第2期プランに含まれていた計画>

名称	根拠法	概要
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容と、その実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定める計画
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条第1項	本市の子ども・子育て支援施策を総合的に行うための施策事業を体系的に定める計画
こどもの貧困対策計画	こどもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項	こどもの貧困対策を総合的に推進するための内容を定める計画
自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条	ひとり親家庭等の施策の方針を定める計画
子どもの権利に関する施策を計画的に推進するための行動計画	那須塩原市子どもの権利条例第26条	子どもの権利に関する施策を計画的に推進するための計画

<第3期プランからの新たな計画>

市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項	子ども・若者育成支援施策を総合的・体系的に推進するための内容を定める計画
-------------	---------------------	--------------------------------------

## 第2章 こどもと子育てを取り巻く環境

### 本市の状況

○本市における人口、出生、婚姻、女性の就業状況、人口推計について

### 子育て支援サービスなどの現状

○本市の教育・保育施設、子育て支援サービス等の状況についての実績を年度ごとに記載

### 各種調査結果から分かる子育て世帯の生活の現状

#### 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

内容: 子育て家庭の生活状況や市の施策に対する意見・要望を把握するための調査  
対象: 那須塩原市在住の就学前、就学児童がいる家庭の保護者  
期間: 令和6年2月20日～令和6年3月31日

#### 子育て世帯生活実態調査

内容: こどもの夢や悩み、生活環境や経済譲許を調べ、市内の子育て家庭の貧困の状況等を把握するための調査  
対象: 市内の小学5年生、中学2年生及びその保護者  
期間: 令和6年2月28日～令和6年3月31日

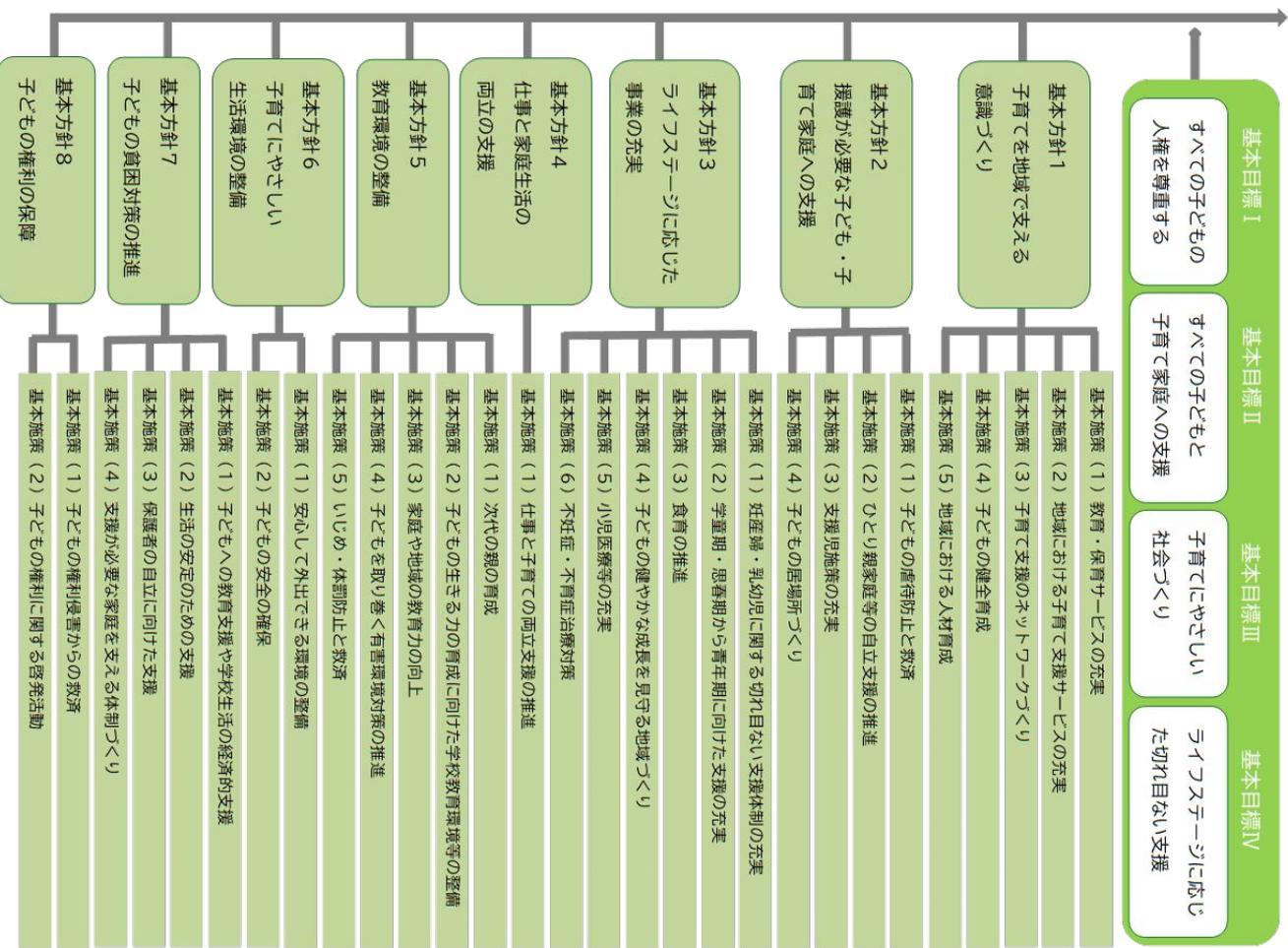
#### 子ども・若者の意見聴取

内容: こども・若者が望む環境やサービスを把握するため、夢や悩みのこと、普段の生活や学校のことをテーマに意見聴取を実施  
①中学生ワークショップ  
②子ども食堂対面ヒアリング  
③放課後児童クラブ対面ヒアリング  
④ホームページでの意見聴取  
対象: 市内在住・在学・在勤するこども・若者  
期間: 令和6年6月3日～6月30日

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 基本理念

こどもの未来を共創し 誰もが輝く 笑顔あふれるまち なすしおぼら



## 第2期からの変更点

- <基本目標4>  
第2期における基本目標4「妊娠・出産・育児の切れ目ない支援」から変更
- <以下の理由を勘案して変更>
  - ・こども計画ではその対象が拡充された
  - ・こども大綱の基本的方針：こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- <基本方針3>
- <変更理由>  
第2期における「母子保健事業の充実」から変更
- 基本目標4の変更に合わせて変更

## 第4章 施策の展開

○基本方針ごとに基本施策を設定、方針ごとに「現状と課題」、「施策の方向性・目標」、「具体的事業」を記載

○第2期から新たに次の14事業を追加

No	基本方針	基本施策	事業名
1	基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり	(3)子育て支援のネットワークづくり	子育てガイドブックの作成と配布
2	基本方針1 子育てを地域で支える意識づくり	(5)地域における人材育成	放課後児童クラブ職員の資質向上研修事業
3	基本方針2	(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進	ファミリーサポートセンター利用料助成
4	援護が必要な子ども・子育て家庭への支援	(3)支援児施策の充実	わかば相談(就学相談)
5	基本方針3 ライフステージに応じた事業の充実	(1)妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない支援体制の充実	1か月児健康診査
6			産後ケア事業
7			妊婦等包括相談支援事業
8			5歳児健康診査
9		(2)学童期・思春期から青年期に向けた支援の充実	結婚支援事業
10		(6)不妊症・不育症治療対策	先進医療費助成制度
11	基本方針5 教育環境の整備	(1)次代の親の育成	子どもカレッジ運営事業
12	基本方針6 子育てにやさしい生活環境の整備	(2)子どもの安全の確保	公立保育園への事故防止等用カメラの設置
13	基本方針7 子どもの貧困対策の推進	(2)生活の安定のための支援	遺児手当
14	基本方針8 子どもの権利の保障	(2)子どもの権利に関する啓発活動	こどもの意見を表明する機会の確保

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

○子ども・子育て支援法において、市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとしてされており、必須記載事項と任意記載事項が定められている。

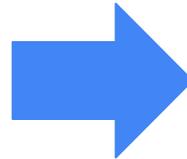
### 必須記載事項

- ①教育・保育提供区域の設定
- ②各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進体制の確保の内容
- ⑤子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

### 地域子ども・子育て支援事業

#### 第2期子ども・子育て未来プラン

- (1)利用者支援事業
- (2)地域子育て支援拠点事業
- (3)妊婦健康診査
- (4)乳児家庭全戸訪問事業
- (5)-1 養育支援訪問事業
- (5)-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (6)子育て短期支援事業
- (7)ファミリー・サポート・センター事業
- (8)一時預かり事業
- (9)延長保育事業
- (10)病児・病後児保育事業
- (11)放課後児童健全育成事業
- (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業



#### 第3期子ども・子育て未来プラン

第2期プランの(1)～(13)に次の6事業を加えた19事業となる

- (14)子育て世帯訪問支援事業
- (15)児童育成支援拠点事業
- (16)親子関係形成支援事業
- (17)こども誰でも通園制度
- (18)妊婦等包括相談支援事業
- (19)産後ケア事業

※(14)～(16)は令和6年度から、(18)～(19)は令和7年度から(17)は令和8年度から実施